

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

# 意見陳述書

平成26年7月3日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

被告国指定代理人

竹野下 喜彦

伊藤 清隆

志水 崇通

中野 恭介

長澤 範幸

南部 崇徳

稲玉 祐

木上 寛子

山田 一哉

中島 伸一

東海林 岳史

森脇 聡巳

梅	田	敦	●
吉	永	浩	●
鶴	園	孝	●
武	田	龍	●
泉		雄	●
三	田	裕	●
堀	口	晋	●
松	原	崇	●
村	川	正	●
新	垣	琢	●
劔	持	尚	●
山	形	浩	●
村	田	真	●
足	立	恭	●
荒	川	一	●
小	林		●
渡	邊	桂	●
桐	原	大	●

1 被告国は、「原告の被告国に対する各訴えをいずれも却下する」との判決を求めます。

2 (1) 原告は、被告国に対し、請求の趣旨第1項の訴えにおいて、大間原子力発電所に係る原子炉の設置許可処分が無効確認を、請求の趣旨第2項の訴えにおいて、原子力規制委員会が被告電源開発株式会社に対して同発電所の建設の停止を命ずることの義務付けを、それぞれ求めています。

しかし、原告の被告国に対する本件各訴えは、いずれも不適法ですから、速やかに却下されるべきです。その理由は、大きく二つあります。

(2) 一つ目は、法律上の争訟性が認められないという点です。

本件各訴えが適法であるためには、「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争でなければなりません。

本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は、結局のところ、「地方自治権」を根拠とするものです。しかし、憲法は、地方自治の制度を制度として保障しているのであって、地方自治体の固有の権利を保障しているものではありません。したがって、原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利」は、普通地方公共団体としての原告の主観的な権利利益ではなく、正に一般公益です。そうすると、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえ、「法律上の争訟」に当たりません。

(3) 二つ目は、原告適格が認められないという点です。

本件各訴えが適法であるためには、原告である函館市が、行政事件訴訟法36条及び37条の2第3項の「法律上の利益を有する者」に当たり、原告適格が認められなければなりません。

本件無効確認の訴えについて、原告は、もんじゅ最高裁判決の趣旨が普通地

方公共団体にもひとしく妥当するなどとして、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号のうち技術的能力に係る部分及び4号が、原告の財産権や「地方自治体の存立を維持する権利」を個別的利益として保護する趣旨を含むと主張しています。

しかし、もんじゅ最高裁判決の解釈からしても、また、同各号の解釈からしても、原告の財産権や地方自治権を保護しているとはいえません。

まず、もんじゅ最高裁判決は、「原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等」については、個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むと判示しています。この文言及び文理からすれば、個別的利益として保護されるためには、「居住」が要件となっていますが、原告は、この「居住」の要件を満たしません。また、財産権や地方自治権は、「生命、身体の安全」のような人的な利益とはいえませんから、これらが「生命、身体の安全等」の「等」に含まれるとはいえません。平成24年改正前原子炉等規制法の趣旨・目的等からしても、もんじゅ最高裁判決は、放射性物質が人の生命、身体に直接的かつ重大な被害を与えるという性質に鑑みて、原子炉施設の近くに居住する者の生命、身体等への被害を考慮したものですから、原告の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは考えられません。

次に、平成24年改正前原子炉等規制法の解釈としても、当該処分の根拠となる法令の規定の文言、当該法令の趣旨及び目的、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質からすれば、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むとはいえません。

このような解釈は、平成24年改正後の原子炉等規制法においても同様であると解されますので、本件義務付けの訴えについても同様です。

- 3 以上のとおり、原告の被告国に対する本件各訴えは、いずれも不適法ですから、速やかに却下されるべきです。

以上